

昭島市交通安全計画

－ 令和3年度 ～ 令和7年度 －

目 次

第1章 昭島市交通安全計画の策定について

- 1 交通安全計画策定の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 前計画（平成28年度～令和2年度）の成果・・・・・・・・・・ 1
- 3 本計画の策定主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 本計画の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 昭島市内の交通事故の状況について

- 1 交通事故の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 子どもの交通事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 高齢者の交通事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 道路交通環境の整備

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 安全安心な生活道路の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・・・ 7
- 4 交通安全施設等整備事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 放置自転車対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 公共交通機関利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 その他の道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 交通安全意識の啓発

- 1 段階的・体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・ 10
- 2 交通安全教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 地域における交通安全意識の向上・・・・・・・・・・ 12

第5章 道路交通秩序の維持

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 指導取締り強化の要請について・・・・・・・・・・ 13

第6章 安全運転の確保

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 安全運転の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第7章 被害者の支援

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 交通事故相談業務の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 交通災害共済への加入促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

4 自転車保険制度の普及啓発	17
----------------	----

第8章 災害時の交通安全の確保

1 基本的な考え方	18
2 交通規制等の実施及び交通路の確保	18

第9章 交通安全対策を推進するための体制

1 関係機関等相互の連携	19
2 市民・事業者等の民間活力の結集	19
3 関係機関一覧	19
4 関係行政機関一覧	19

付属資料

市民等による意見	20
----------	----

第1章 昭島市交通安全計画の策定について

1 交通安全計画の主旨

交通安全計画（以下「本計画」と言う。）は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭島市内における交通の安全に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るための施策を定めるものです。本計画は5年ごとに作成され、昭島市及び関係機関等が一体となり交通事故等の交通災害から市民の生命財産を守り、安全・安心な市民生活を確保するため各種の施策を引き続き実施するものです。

2 前計画（平成28年度～令和2年度）の成果

前計画での数値目標として最終年である令和2年の交通人身事故発生件数を平成27年より約5%減した320件と設定しました。しかしながら令和2年の発生件数は425件であったため、目標を達成することはできませんでした（目標値に対して約33%増）。主な原因として、平成27年と比較して自転車に関与する事故が増加していることが挙げられます。昭島市は中央に青梅線が東西に走っている利便性から、距離的に自転車を利用して駅に向かう人が多く、特に高校生と50代以上の年代を当事者とする事故数の増加が大きくなっており、スピードが出るロードバイク等のスポーツ用自転車や電動アシスト自転車の普及が要因の一つと考えられます。

昭島市自転車事故（発生件数、第一当事者及び第二当事者件数）												
	小学生	中学生	高校生	～19	20代	30代	40代	50代	60～ 64	65～ 74	75～	合計
平成27年	9	2	1	2	14	16	24	10	6	19	4	107
令和2年	13	7	13	4	25	23	25	30	13	25	27	205
増加係数	1.44	3.50	13.00	2.00	1.79	1.44	1.04	3.00	2.17	1.32	6.75	1.92

※ 第一当事者とは過失（違反）がより重い当事者をさし、第二当事者とは過失（違反）がより軽い当事者をいう。

※ 当統計においては行政区内の第一当事者、第二当事者合計値をとる。

3 本計画の策定主旨

進展する運転者の高齢化への適切な対処、自動車の利用目的や運転者層の多様化、電動自転車の急速な普及など道路交通を取り巻く質的、社会的状況の変化により時代のニーズに答える交通安全の取組が求められていることから、より一層の市内の交通安全意識の向上を図る必要があります。

4 本計画の目標設定

人命尊重の理念に立って、各機関が連携して各種施策を着実に推進していくとともに、市民の交通安全に関する自助、共助の取組を支援することにより、交通事故が減少傾向となるよう努め、特に、事故件数の増加が著しい高齢者の交通安全と自転車の安全利用の推進について関係機関と連携して対策を実施します。なお、前計画の数値目標である 320 件を本計画の数値目標として設定します。

5 計画の推進

交通安全対策事業の実施にあたっては、市内の各関係機関や団体の代表などで組織する昭島市交通安全対策連絡協議会を中心に総合的かつ一体的に推進していくとともに、国や都の関連行政機関との連携、協力を図ります。また、悲惨な交通事故をなくしていくために、市民一人ひとりが、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践し、これが習慣化されるよう啓発するとともに、地域での自助、共助の取組が図られるよう市民と協働して推進します。

第2章 昭島市内の交通事故の状況について

1 交通事故の概要

令和2年中の交通事故は、発生件数425件、死者数2人、負傷者数475人と、死者数を除き発生件数、被害者数ともに前年と比べ減少しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症による交通量の減少が大きく影響しており、全国的にも交通事故発生件数が減少しております。しかしながら、5年前の平成28年に比べると、交通事故発生件数は増加傾向となっております。

過去5年間の交通事故件数（人身事故）

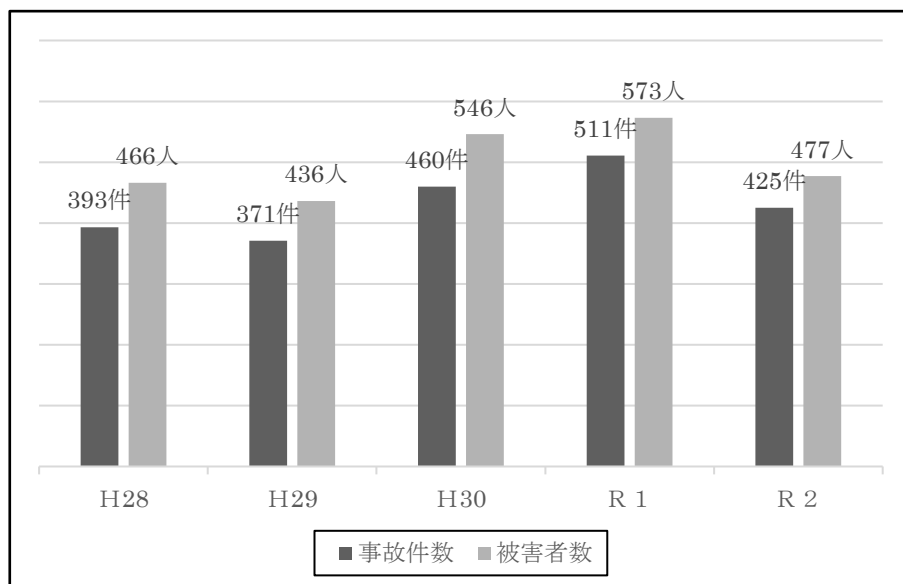
区分 年	事故件数	被害者数			
		死亡	重傷	軽傷	合計
H28	393件	0人	8人	458人	466人
H29	371件	2人	8人	426人	436人
H30	460件	2人	19人	525人	546人
R1	511件	0人	17人	556人	573人
R2	425件	2人	34人	441人	477人

※「死亡」とは交通事故発生後24時間以内に亡くなった場合。

※「重傷」とは交通事故によって負傷し30日以上の治療を要する場合。

※「軽傷」とは交通事故によって負傷し30日未満の治療を要する場合。

※当統計においては行政区内の第一当事者のみ。（第二当事者を含まない。）



昭島市交通安全計画

過去5年間の死亡事故状況

歩行者	自転車	自動二輪 原付	車両	車いす	合計
1人	1人	2人	2人	0人	6人

2 子どもの交通事故

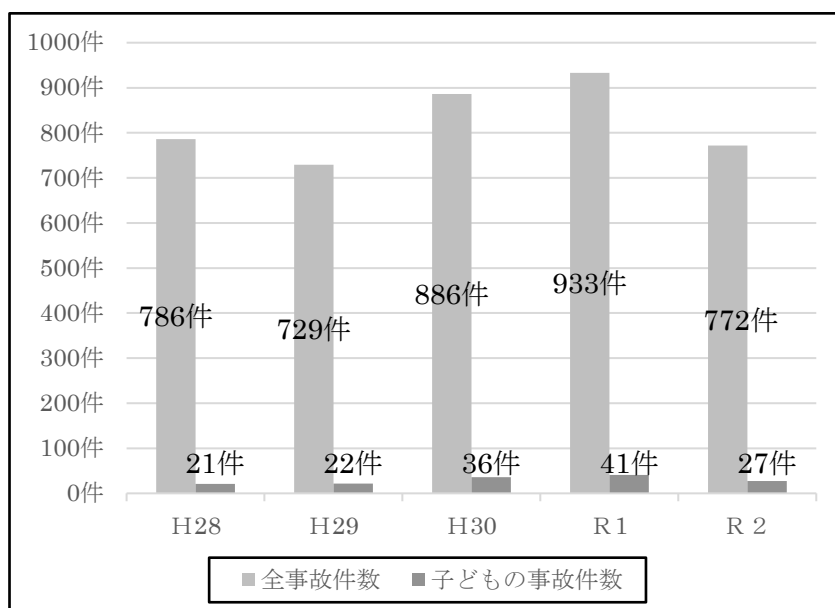
子どもの事故件数は全事故件数に占める割合の3～4％台で推移しています。5年前の平成28年と比較し、増加傾向となっております。

過去5年間の子どもの交通事故件数（人身事故）

区分 年	事故件数	全事故件数	全事故件数 に占める割合	被害者数		
				死亡	負傷	合計
H28	21件	786件	2.7%	0人	36人	36人
H29	22件	729件	3.0%	0人	30人	30人
H30	36件	886件	4.1%	0人	52人	52人
R1	41件	933件	4.4%	0人	44人	44人
R2	27件	772件	3.5%	0人	37人	37人

※「子ども」は中学生以下の者。

※当統計においては行政区内の第一当事者、第二当事者合計値をとる。



3 高齢者の交通事故

高齢者の事故発生件数は平成 28 年と比較し、増加傾向にあり、事故全体に占める割合も増加の傾向にあります。今後も、平均寿命の延びにより高齢化が進展する中では、事故件数の増加が予想されます。

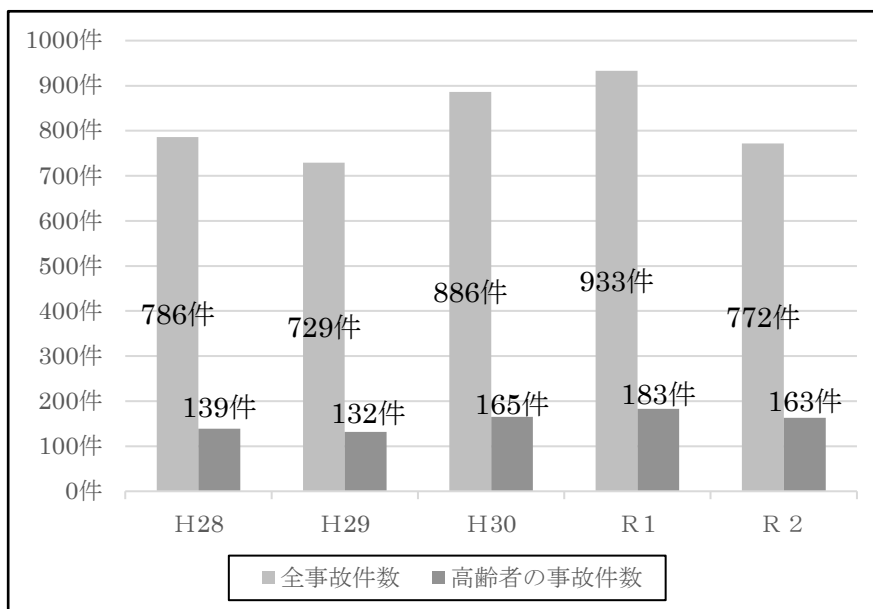
また、高齢者の交通事故は、重大事故につながりやすいという性格をもっており、より一層の交通事故防止対策が求められます。

過去 5 年間の高齢者の交通事故件数（人身事故）

区分 年	事故件数	全事故件数	全事故件数 に占める割合	被害者数		
				死亡	負傷	合計
H28	139 件	786 件	17.7%	0 人	65 人	65 人
H29	132 件	729 件	18.1%	1 人	70 人	71 人
H30	165 件	886 件	18.6%	1 人	80 人	81 人
R 1	183 件	933 件	19.6%	0 人	109 人	109 人
R 2	163 件	772 件	21.1%	0 人	85 人	85 人

※ 「高齢者」は 65 歳以上の者。

※ 当統計においては行政区内の第一当事者、第二当事者合計値をとる。



第3章 道路交通環境の整備

1 基本的な考え方

道路交通環境の整備については、これまでも関係機関と連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきましたが、依然として歩行中・自転車乗用中の事故件数の割合が高いことから、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要があります。また、少子高齢化が一層進む中で、子どもを事故から守り、高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図ります。

- (1) 歩行者の安全と快適性を確保するため、歩道の設置、既設歩道の整備や植樹帯の設置、ゾーン 30 やスクールゾーン標示の設置、街路樹の植栽による緑化の推進と併せて、適切な樹木剪定、車両防護柵や横断抑止柵の設置等により道路そのものの質的向上を図ります。
- (2) 道路照明や道路反射鏡等の交通安全施設の充実を図ります。
- (3) 道路パトロールの定期的な実施により、破損個所の早期発見と早期改修を図るとともに、幹線道路については計画的な改修を進め、道路の適切な維持・管理に努めます。
- (4) 道路のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した設備の整備、改修を進め、利便性と快適性の向上をはかります。

市道の舗装状況

令和2年4月1日現在

	延長	割合	面積	割合
舗装済	198,651m	87.28%	1,282,824 m ²	94.76%
うちアスファルト舗装	196,378m	86.28%	1,264,573 m ²	93.41%
うちセメント舗装	2,273m	1.00%	18,251 m ²	1.35%
未舗装	28,950m	12.72%	70,953 m ²	5.24%
合計（総延長）	227,602m	100.00%	1,353,776 m ²	100.00%

2 安全安心な生活道路の構築

(1) 歩道の整備

歩行者等を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道の未整備区間や幅員の狭い区間において、歩道の整備を進めます。また、バリアフリーに対応し、高齢者や障害者を含む誰もが安心して歩ける歩行空間の確保に努めます。

(2) 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策

ア、生活道路における交通事故防止対策

生活道路における歩行者及び自転車利用者を当事者とする交通事故を防止するため、交通管理者へゾーン 30 の指定を要請するほか、ポストコーン等の設置やカラー舗装の整備を進めるなど、道路利用者である歩行者及び自転車利用者の立場に立った各種交通事故防止対策に努めます。

イ、通学路等における児童等の安全確保に関する取組

学校、教育委員会、スクールガードリーダー、通学路安全連絡員、交通管理者、児童の保護者及び地域住民と連携し、安全点検や登下校時の見守り活動など、通学路等における児童等の安全を確保するための取組を引き続き実施します。

ウ、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全の確保

未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を保育所等の対象施設、交通管理者等の関係機関とともに推進します。

3 幹線道路における交通安全対策の推進

右左折車両と横断歩行者の事故を防止するため、交差点付近の視認性確保について関係部署と連携を図りながらその改良を進めます。

4 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 防護柵等の整備

横断歩道以外の場所における歩行者の車道横断抑止と車両の路外等への逸脱防止を図るため、防護柵等の整備に努めます。

(2) 道路照明の整備

夜間における交通事故防止のために、夜間事故の多い箇所、道路形態からみて危険度の高い箇所、交差点、横断歩道設置箇所等を重点に整備を促進します。

また、歩道にあつては、幅員、植樹などの状況を勘案し、安全性、快適性、環境、景観を考慮した歩道照明の整備を進めます。

(3) 道路標識等の整備

道路標識の設置にあたっては、多言語等に対応し、誰にでもわかりやすい標識の整備に取り組みます。また、設置にあたっては周辺の交通環境を十分に検討した上で、安全な標識設置を図るとともに、主要な交差点における地点名標識の整備を進めます。

ア、区画線の整備

車両、歩行者の安全な流れを確保するため、スクールゾーンやゾーン 30 等の道路状況に応じた区画線・路面標示の整備に努めます。

イ、道路反射鏡の整備

視距延長を図る必要のある箇所には道路反射鏡を設置します。

(4) その他の交通安全施設の整備

道路状況に応じて、視線誘導標、道路鈺、交差点鈺、スクールゾーン、すべり止め舗装などの交通安全施設の整備に努めます。

(5) 事故多発箇所等における交通安全施設の整備

交通事故が多発する箇所や危険性の高い箇所など、交通安全施設等の整備が必要と認められる箇所について、交通管理者と道路管理者が連携して対策を実施します。

5 放置自転車対策

(1) 放置自転車対策の現状

手軽で身近な交通手段として自転車は広く市民に利用される重要な交通手段の一つですが、反面その利用マナーに問題点が多く、特に駅前の歩道・車道等における自転車の放置は、都市景観を害し歩行者の通行を阻害します。交通安全上の危険性があることから、市では市内5駅の周辺に18箇所の有料自転車等駐車を設置するとともに、放置自転車を随時撤去しています。

(2) 今後の方針

駅周辺にて放置自転車禁止の啓発活動を行うと共に、現行駐車場の活用を進めます。

6 公共交通機関利用の促進

コミュニティバス利用者の利便性向上を図るために運行情報をスマートフォン等で確認できるバスロケーションシステムを導入しました。これらの周知を進めるとともに、コミュニティバス等の公共交通機関の利用促進に努めます。

7 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路の使用及び占用の抑制

道路上の工事及び作業のための道路の使用及び占用については、道路交通の安全を確保するため、必要な工事以外は抑制する方針のもと適正な許可を行うとともに、道路パトロール等を通じて、許可条件の遵守、保安施設の整備等の指導を強化します。また、道路の無秩序な掘り返し工事等による事故や交通渋滞等を未然に防止するため、昭島市道路調整会議（昭島市都市整備部、警視庁昭島警察署、その他公益占用企業者で構成）において、施工時期の調整と施工方法等の十分な協議を行い、占用の抑制に努めます。

(2) 不法占用物件等の排除

道路交通上の妨害や道路管理上支障となる不法占用物件、違反広告物、樹木等については、道路パトロールを強化し指導取締りを行い、その排除に努めます。

第4章 交通安全意識の啓発

1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育指針（平成10年9月22日国家公安委員会告示第15号）や交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）に基づいて、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、年齢、車両種別及び業種などの対象に応じた段階的な交通安全教育を計画的に実施します。

2 交通安全教育の推進

（1）保育園・幼稚園・認定こども園等に対する交通安全教育

交通安全の決まりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら、実践を通して安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。併せて、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めます。また、地域それぞれの交通事情を把握し、昭島警察署と連携して幼児の交通安全教育を行います。

（2）小学校に対する交通安全教育

安全な道路の歩行と横断、自転車の安全利用と点検整備、交通ルールを理解など安全に行動することができる判断力の育成を行うために、東京都、昭島警察と連携し、自転車シミュレーター等の体験機器を活用した参加・体験型の交通安全教室の充実を図ります。

また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全教育の充実を図ります。

（3）中学校に対する交通安全教育

小学校での既習事項を中学生の発達段階に応じて確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置等に関する基本的事項の理解を深めるために、昭島警察署と連携し、参加・体験的な活動を取り入れた交通安全教育の充実を図ります。

(4) 高等学校に対する交通安全教育

小・中学校での既習事項を確実にし、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けるよう指導します。特に、自転車や原動機付自転車、自動二輪車等の安全な利用に関する事項を、計画的、組織的に取り上げ、交通安全に関する意識と実践力の向上を図ります。

また、昭島警察署と連携し、交通安全に関わる情報等を共有し、高等学校における交通安全教育を支援します。

(5) 運転者等に対する交通安全教育

運転者を中心に地域、職域等における運転者講習会の開催を周知するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を実施します。

特に、交通情勢の変化、加齢に伴う身体機能の変化及び運転技能の変化等に対応して、必要な技能と知識を習得することが求められるため、免許取得後の交通安全教育の充実を図るとともに、運転に自信がなくなったなどの理由から、免許が不要となった方に対して、運転免許の返納及び運転経歴証明書制度の周知を図ります。

また、企業内で運転者教育に携わる安全運転管理者等が専門的な知識・技能を修得するため、安全運転における研修を奨励し、実践的な運転者教育を推進します。

(6) 高齢者に対する交通安全教育

老人クラブ、高齢者サークル等の社会参加活動の場や、高齢者が多数集まる場所において、加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態等を踏まえた交通安全を周知するとともに、夜間における交通事故を防止するため、反射材用品の普及・活用の促進を図ります。また、交通安全シルバーリーダー制度など高齢者相互の自主的な交通安全活動を推進するため、教育指導者の育成を図ります。その他、高齢者独自の視点から地域の交通危険箇所を調査し、関係機関・団体と連携して改善に努めます。

昭島市交通安全計画

(7) 自転車利用者に対する交通安全教育

昭島警察署や学校等と連携し、スクエアード・ストレイト方式を用いた自転車安全教育や自転車交通安全教室等のイベントを開催し、自転車が関与した事故の発生状況や特徴、自転車安全利用五則やその他の遵守事項、交通ルールに違反した者に対する刑事上の責任、民事上の損害賠償責任等の内容を中心とした教育を行い、基本的な交通ルールの浸透を図るとともに、自転車通行ルールの遵守についての広報啓発の強化に努めます。また、子どもや高齢者はもとより、すべての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット等の交通事故の被害を軽減する器具の利用を促進していきます。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

資料 警察庁

その他の遵守事項

傘差し運転の禁止
イヤホン等の使用の禁止
携帯電話等の使用の禁止

東京都道路交通規則より

3 地域における交通安全意識の向上

地域においては、交通安全協会等の関係団体の活性化を図り、昭島警察署、自治会等と連携し、地域事情に対応した交通安全教育、交通安全活動の推進に努めます。

第5章 道路交通秩序の維持

1 基本的な考え方

交通事故や交通渋滞の発生状況、道路構造の改良、交通量の分散化等、現況に分析検討を加え、長期的かつ重点指向に立った交通規制対策を講じます。

推進にあたっては、市民の要望を踏まえ、交通管理者や関係機関との連携を図りつつ、交通公害の防止や抑制にも配慮し、交通対策を実施することとします。これにより安全な道路交通環境を確保し、豊かで住みよい市民生活を実現します。

2 指導取締り強化の要請について

交通事故の発生については、地点別、路線別、地域別、時間帯等について分析検討するとともに、現行の交通規制、交通管制及び道路構造等の関連についても調査します。この結果に基づいて、主な対策場所を設定し、各関係機関が協力して、交差点、路線及び地域について、それぞれに対応した総合的かつ抜本的な対策を講じることにより、交通事故防止に努めます。

(1) 携帯電話使用等の取締り

携帯電話やスマートフォンの画面を注視しながらの歩行や運転は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であります。そのため、歩行中及び運転中のスマートフォン等使用をさせない環境づくりを推進するとともに、昭島警察署へ指導取締り強化を要請します。

(2) 自転車利用者対策

自転車利用者による交通事故を防止するため、昭島警察署等の関係団体と連携し、自転車安全利用の啓発・指導の強化を行います。

(3) 通学路等における指導取締り

通学路等における子どもの安全を確保するため、昭島警察署に対して通学路の登下校時間帯の通行禁止違反や横断歩行者妨害等の交通違反の指導取締り強化を要請します。

(4) 違法駐車の実態に 指導取締りの強化を要請します。

違法駐車の実態に応じ、指導取締りの強化を要請します。

（５）路外駐車場の整備促進

再開発事業や、大規模小売店舗の計画を早期に把握し、二輪車を含めた適正規模の駐車場整備及び既存駐車場の有効利用について関係機関とともに働きかけを行います。

（６）放置自転車対策

鉄道事業者及び関係団体との幅広い連携の下、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車利用者に対して自転車の放置防止と自転車駐車場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐車秩序の確立を図ります。

第6章 安全運転の確保

1 基本的な考え方

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努め、特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実を図ります。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子どもを始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図ります。

2 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実

安全運転意識を確実に身につけるために、特に高齢者や子どもの歩行者に対する保護意識の重要性及び思いやりのある運転について、運転者講習会等で、運転初期における教育の充実強化に努めます。

(2) 安全運転管理者制度の促進

道路交通法第108条の2に規定する安全運転管理者・副安全運転管理者に対する講習内容の充実と、受講促進を通じてその資質と管理技能の向上を図ります。また、同管理者の未選定事業所について積極的な選定への働きかけを交通管理者と引き続き実施します。

(3) 高齢者支援施策等の推進

高齢者が関わる交通事故の減少を図るため、各種広報媒体を活用した運転免許自主返納制度の周知及び運転経歴証明書を提示することによる優待制度に関する広報啓発に努め、高齢者の運転免許自主返納を促進します。

第7章 被害者の支援

1 基本的な考え方

交通事故処理は、当事者間での解決を原則としますが、手続きの煩雑さ、法律知識の不足等により多くの時間と経費を要するほか、加害者の賠償能力不足など、被害者が満足に救済されない事例があります。このため、交通事故処理について、当事者間の解決を補完するため、事故相談等各種救済制度の整備充実を引き続き実施します。

2 交通事故相談業務の充実

交通事故にともなう賠償問題については、損害額の算定、調停、訴訟の手続きなど法律的に専門分野に属する知識の活用が不可欠なため、市で行っている弁護士の交通事故相談（毎月第3火曜日）や、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター等の相談窓口の周知に努めます。

交通事故相談内容

区分 年度	相談内容					合計
	賠償問題	過失割合	示談	後遺症問題	その他	
H28	11 件	1 件	1 件			13 件
H29	13 件	1 件			2 件	16 件
H30	14 件		1 件	1 件	8 件	24 件
R 1	12 件		3 件	1 件	6 件	22 件
R 2	12 件	2 件			3 件	17 件
合計	62 件	4 件	5 件	2 件	19 件	92 件

資料 昭島市

3 交通災害共済への加入促進

交通事故による被害者の経済的援助を目的として、「東京都市町村民交通災害共済（ちょこつと共済）」制度を実施しています。市民には、広報紙やパンフレットの全戸配布及び転入時届出の際に制度の広報に努め、加入の促進を図ります。

令和２年度 東京都市町村民交通災害共済加入・給付状況

コース 内訳	加入者数	会費（a）	見舞金		
			支給件数	支給額（b）	支給率（b ÷ a）
A（1,000 円）	4,229 人	4,229,000 円	30 件	3,250,000 円	76.9%
B（500 円）	1,672 人	836,000 円	12 件	740,000 円	88.5%
合計	5,901 人	5,065,000 円	42 件	3,990,000 円	78.8%

資料 昭島市

4 自転車保険制度の普及啓発

東京都は、令和元年度に自転車安全利用条例を改正し、令和２年４月１日から自転車損害賠償保険等の加入を自転車利用者、未成年者の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けました。

自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額の賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、改正された自転車安全利用条例及び自転車安全利用推進計画に基づき、保険事業者による自転車損害賠償保険等の普及を進めるとともに、自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者による自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

第8章 災害時の交通安全の確保等

1 基本的な考え方

地震・豪雨等による災害が発生した場合、安全性・信頼性の高い道路交通を確保し、被害を未然に防ぐため、道路の安全性に関する点検・パトロールを強化します。

また、関係機関と連携して道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供出来るよう緊急対策体制を確立します。

2 交通規制等の実施及び交通路の確保

災害発生時は、交通管理機能を維持し、交通の混乱を最小限に抑え、被災者の安全な避難と緊急物資の輸送、災害応急対策の実施に必要な緊急車両等の通行を確保するため、交通規制等により一般車両の通行を禁止・制限し、緊急交通路及び緊急物資輸送ネットワーク網を確保します。

また、消火や救出活動、避難活動など、緊急活動道路の確保が大きな課題となることから、昭島市地域防災計画に基づき、昭島市災害対策本部において、道路橋梁の被災状況等の情報収集に努め、災害対策基本法に基づく交通規制が迅速に実施されるよう関係機関と協力して災害の状況や交通規制等に関する情報を速やかに道路利用者へ提供します。

第9章 交通安全対策を推進するための体制

1 関係機関等相互の連携

交通安全に関する対策は多くの関係機関にまたがるとともに、それぞれの領域における施策の内容も専門・高度化しているため、相互に協力が必要となります。

よって、昭島市では交通事故の減少と交通事故死者数0を目標として関係機関と連携し、効果的な交通安全対策に努めます。

2 市民・事業者等の民間活力の結集

交通の安全は、市民の生命・身体の保全に関わる基本的問題であり、現代社会において、交通の安全を確保するためには行政施策だけではなく、市民や民間事業者等の自主的な民間活動が不可欠となります。

そのため、市民及び関係行政機関等に対し、家庭・学校・地域社会・民間事業者等での自主的な交通安全教育を推奨し、行政施策と民間活動との総合的な推進体制の確立に努めます。

3 関係機関一覧

昭島市自治会連合会・昭島交通安全協会・昭島市公立小学校PTA協議会・昭島市公立中学校PTA協議会・昭島市公立小学校校長会・昭島市公立中学校校長会・昭島市青少年とともにあゆむ地区委員会・昭島高校交通事故防止連絡協議会・昭島市商工会・東日本旅客鉄道株式会社拝島駅・西武鉄道株式会社拝島駅・昭島市私立幼稚園長会・昭島市保育園長会・昭島市老人クラブ連合会・昭島市民生委員・児童委員協議会

4 関係行政機関一覧

昭島市・昭島市教育委員会・警視庁昭島警察署

付属資料

1 市民等による意見

市では、本計画の策定に当たり、幅広く市民・団体の方から意見を募集しました。
以下に、意見募集の実施結果を記します。

(1) 意見募集期間

令和3年9月16日～令和3年10月15日

(2) 意見の状況

市民 8件 団体 0件

(3) 意見の概要

次頁のとおり。

昭島市交通安全計画(素案)に関するパブリックコメントの結果について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	6	第3章第1項 (3)	市内には細い道がたくさん存在します。これらを地域住民と協議し、一方通行化や歩道区分の明確化を進めてほしい。特にアキシマエンスから中神駅踏切までの通りは人、自転車、車が双方向で往来しており危険きわまりない。	一方通行化には周辺住民の同意のほか、原則として付近に迂回路があることが前提となりますが、一方通行にすることにより車両通行速度が速くなり更なる危険度が増すことも懸念されるため、交通管理者の意見を聞きながら慎重に検討する必要があります。また、歩道区分の明確化に関しては路側帯やカラー舗装の整備に努めてまいります。
2	8	第3章第4項 (5)	美堀町の八高線ガードは小さく狭いので車1台がかろうじて通過できる。行き来する車同士が頻繁に鉢合わせて、何時も事故やトラブルが起こる。	当該箇所も含めた市内の交通安全施設整備に関しては、必要箇所ごとにどのような対策が図れるか交通管理者とも十分協議しながら検討してまいります。
3	8	第3章第4項 (5)	生活道路に通り抜けの車両が増えたことから事故も多く、家からなかなか出られないときがある。しっかりした生活道路の確保のために、通り抜け車両に対する対応を追加してほしい。	通り抜け車両に限らず、事故が多発する箇所の対応につきましては、交通管理者と連携しながら対策を実施する計画としていることから現行の記載内容とさせていただきます。
4	9	第3章第6項	公共交通機関利用の促進に(2)があるのでしょうか。	公共交通機関利用の促進に(2)の記載はないため、ご意見を受けて記述を修正させていただきます。
5	10	第4章第2項 (1)	救急車両が通過しようとしている際に、大勢の人が横断歩道を渡っていたり、自転車で渡ろうとしている児童がいるため、「救急車両に対する教育」を追加してほしい。	子供に交通安全のルールやマナーを教えるためには、まず親や大人が手本を示すことが大切となるため、適切な指導ができるよう昭島警察署とも連携しながら啓発活動や交通安全講習会等の実施に努めてまいります。
6	13	第5章第2項 (1)(2)	①自転車利用者の増加②スピードの出しすぎ③スマートフォンを使用しながらの運転などの理由により、自転車事故が多いことから、取り締まりの強化や啓蒙教育活動をしっかりと実施してほしい。	関係団体等と連携し、啓発教育活動を確実に実施できるよう計画するとともに、取り締まりの強化について昭島警察署に要請してまいります。
7	15	第6章第2項	自転車用ヘルメットを着用していない児童生徒を多く見ます。自転車用ヘルメットは転倒や事故の際に頭の保護に有効であるため、ヘルメット着用の義務化への推進を加えてほしい。	道路交通法及び東京都の条例ではヘルメットの着用については努力義務とされていることから、本計画におきましても第4章第2項(7)自転車利用者に対する交通安全教育の項目に記載のとおり、全ての自転車利用者に対してヘルメット等の利用促進とさせていただきます。
8	—	その他	交通安全は行政(市・警察)だけで頑張っても限界がある。もっと自治会や交通安全協会等の市民を巻き込んだ活動に力を入れてほしい。	自治会連合会や交通安全協会等の代表が委員を務める昭島市交通安全対策連絡協議会を通じて関係団体の皆様のご協力を得ながら交通安全活動に引き続き取り組んでまいります。

令和 3 年 12 月発行

昭島市交通安全計画

—令和 3 年度～令和 7 年度—

編集・発行 昭島市都市整備部交通対策課

昭島市田中町 1 丁目 17 番 1 号

電 話 0 4 2 - 5 4 4 - 5 1 1 1 (内線 2 5 0 9)

F A X 0 4 2 - 5 4 1 - 4 3 3 6